

平成30年11月定例会

請願・陳情文書表

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表	3
福祉生活病院常任委員会	4

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表	5
福祉生活病院常任委員会	8
農林水産商工常任委員会	10
地域振興県土警察常任委員会	12

請 願 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年ー 30 (30.11.27)	福祉保健	子ども医療費の完全無料化を求めることについて	新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子 署名者数 4,395名	

請願一覧表

福祉生活病院常任委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
30年－30 (30.11.27)	福祉保健	<p>子ども医療費の完全無料化を求めることについて</p> <p>▶請願理由 子どもたちは鳥取県の宝である。誰もが子どもたちの健やかな成長を願っている。とりわけ「お金の心配なく子どもを受診させたい」という親の願いは切実である。 鳥取県では、全国に先駆けて高校卒業（18歳）まで医療費の助成がされており、子育て世代から大変喜ばれている。一方、定額の自己負担、通院1回530円（月4回まで）、入院1日1,200円が必要であり、それが受診抑制につながりかねない。 全国では自己負担なしの自治体が全自治体の60.2%に広がっている。全国保険医団体連合会の調査（2017年12月）では、窓口負担をなくしても、安易な医療の利用は増えず、逆に1人当たりの医療費は減少している。症状が軽いうちに医療にかかることが、重症化を防ぎ、結果として医療費を抑えている。 子どもたちが安心して医療を受けられるようにするために、次のとおり請願する。</p> <p>▶請願事項 鳥取県において、子どもの医療費助成にかかる通院、入院の負担金をなくし、完全無料化すること。</p>	<p>新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子</p> <p style="text-align: center;">署名者数 4,395名</p> <p>(紹介議員) 市谷 知子 錦 織陽子 長谷川 稔</p>	

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 30年ー 28 (30.11.26)	福祉保健	待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化の ための必要な措置を求める意見書の提出について	鳥取の保育を考える会 会長 石 井 由加利	
福 30年ー 29 (30.11.27)	福祉保健	保育士が専門性を発揮して働き続けられる保育環境を 求めることについて	鳥取の保育を考える会 会長 石 井 由加利	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 30年-26 (30.11.14)	商工労働	外国人技能実習生制度をはじめとした、外国人雇用の労働実態の適正化に係る意見書の提出について	足 羽 佑 太	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地 30年ー 27 (30.11.21)	観光交流	航空機の安全運航に係る意見書の提出について	足 羽 佑 太	

陳情一覧表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－28 (30.11.26)	福祉保健	<p>待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 2015年の子ども・子育て支援新制度実施以後においても、鳥取県内では年度中途から待機児童の発生、19市町村で慢性的な保育士不足など保育問題は深刻化しており、保育・子育て環境の整備は待ったなしの課題となっている。 すべての子どもたちが安心して育つことのできる社会を実現するためには、国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備はもとより、今から70年前に定められ現在の保育実態に合わない「配置基準の改善」による保育士の増員と、処遇改善による「保育の質」の確保、保育の無償化を含めた総合的な対策をすすめることが緊急に求められている。 については、貴議会より国に対して、「待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書」を提出していただくよう陳情する。</p> <p>▶陳情事項 待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書を、鳥取県議会から国に対して提出すること。</p>	鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	
30年－29 (30.11.27)	福祉保健	<p>保育士が専門性を発揮して働き続けられる保育環境を求めることについて</p> <p>▶陳情理由 少子化が進む中でも、保育士を必要とする低年齢児の入所希望者が増えていることもあり、慢性的な保育士不足は県内すべての市町村で深刻さを増している。</p>	鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	

		<p>鳥取県社会福祉協議会が昨年7月に実施したアンケート調査で、現職保育士の74.2%は離職を希望する「退職予備群」である結果が明らかになった。保育現場の貧しい保育基準による環境や重い責任に見合わない低賃金や厳しい労働条件のもとで、多くの課題と疲労感を抱えながら専門性を発揮し日々の保育を行っていることが裏付けられ、いつ保育崩壊が起こってもおかしくない深刻な状況となっている。保育現場では有資格者の募集をかけても応募がなく、支援員等の無資格者の活用で補っている現状もあり、子どもの命や安全、発達が脅かされることが懸念され、保育の質が大きく問われている。</p> <p>さらに鳥取県が今年8月、保育資格を持ちながら保育所で働いていない「潜在保育士」を対象とした実態調査で、「賃金が希望と合わない」、「保育の仕事の責任の重さに不安がある」として保育士以外の仕事に従事している理由が明らかになり、保育現場から離れている理由が改善されれば復職する意向を示す結果も出ている。</p> <p>保育士は、子育てのスペシャリストである。生活できる賃金と働き続けられる労働条件がなければ、学び経験を積み重ねていくことはできない。地方財政が厳しい中だからこそ、「子育て王国」を推進する鳥取県として、自治体の保育行政の下支えを行い、保育士として働き続けられる施策を求めるものである。</p> <p>▶陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県における保育士の配置基準について、4・5歳児に対する30：1を20：1に改善すること。 2 鳥取県において、保育職員、保育教諭、放課後児童クラブ支援員などの賃金を専門職にふさわしい水準に引き上げるための県独自の補助事業を創設すること。 		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－26 (30.11.14)	商工労働	<p>外国人技能実習生制度をはじめとした、外国人雇用の労働実態の適正化に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由 国内の製造業や農業、漁業といったさまざまな現場を支える「外国人技能実習生」。およそ23万人が日本で働いているが、違法な長時間労働や、法律で定められた最低賃金を大幅に下回る条件で雇用されているケースが問題になっている。かつて放送された、ガイアの夜明け「追跡！絶望職場の担い手たち」という番組でも、インターネット上で大きな反響を生んでいた。</p> <p>「外国人技能実習制度」では、海外にある「送り出し機関」と、日本側の「監理団体」と呼ばれる組織が連携して現地の人を研修し、日本へと派遣している。監理団体の大切な役割は、海外からやってきた実習生を受け入れている企業が、違法な長時間労働をさせていないか、最低賃金を下回る不法な条件で働かせていないか、といったことをチェックすること。国内にはおよそ2,000の監理団体があるが、その“チェック機能”の役割を果たせていないところが少なくないという。あまりの労働環境の悪さに、実習生が「夜逃げ」してしまうケースも。</p> <p>日本で働く外国人労働者は2017年10月末時点で127万人。5年前は68万人で、ほぼ2倍弱に増えた。全就業者に占める割合は2%だが、コンビニエンスストアや工場働く外国人を見かけることが多くなった。国籍別では中国が37万人と全体の3割を占めトップである。働く業種は製造業から小売り、飲食まで幅広い。技能実習生が多い24万人のベトナム、15万人のフィリピン、12万人のブラジルと続く。5年前と比べると、ベトナムが9倍と伸び率が最も大きい。在留資格別でみると、永住者や日本人の妻といった「身分に基づく在留資格」が最も多い。次いで多いのが「資格外活動」（主に留学生アルバイト）で来日する留学生だ。就労が主目的ではないが、飲食店やコンビニエンスストアでアルバイトとして働くケースが多い。</p> <p>外国人労働者が急増してきた背景には深刻な人手不足がある。</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

		<p>2018年9月の有効求人倍率をみると、建設や介護は4倍を超える。 一方、課題は、受け入れ環境の整備である。2017年には7,000人の技能実習生が失踪したそうだ。厚生労働省が調査した事業所の7割では、違法残業や賃金未払いなどの法令違反があったそうである。 ついては、次のとおり要請する。 労働基準法が、憲法第25条における健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を、労働・収入面で規定し、その安定を図ることで、国民・日本在住の外国人の生命をまもるものであることを考えれば、その雇用条件や労働基準法の遵守が必要であることはいうまでもない。 他方、厚生労働省調査においても、外国人労働に係る違法残業や賃金未払いなど、法令違反が多発していることを踏まえ、国においても、事業所に対する監督強化や、外国人に対しても労働基準法が適用され、それを事業所が守らなければならない旨の周知が必要である。 また、あわせて、外国人就労者は、言語等において、日本において不利な就労を強いられる。社会的弱者を守るのが、本来行政に課せられた使命であるところ、外国人就労者に対する相談窓口の強化や、ガイドブック等による労働者への啓発等を、貴議会として、国に対し、地方自治法第99条に基づき意見書の提出をお願いしたい。</p> <p>▶陳情事項 外国人労働に係る違法残業や賃金未払いなど法令違反が多発していることを踏まえ、国において、事業者に対する監督強化や労働基準法の周知徹底、外国人就労者に対する相談窓口の強化、ガイドブック等による労働者への啓発等がなされるべきことについて、鳥取県議会から国に対し、地方自治法第99条に基づく意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－27 (30.11.21)	観光交流	<p>航空機の安全運航に係る意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>(1) はじめに 多くの人命を預かり、人一倍、技量と責任感や規範意識が求められるべき航空会社のパイロットについて、信じられない報道があった。日本航空の副操縦士が、航空機を「飲酒運転」しようとしたことが明らかになった。副操縦士の呼気から、英国の運輸関連法令の基準値を超えるアルコールが検出された。当該副操縦士に関しては、自社の検査を不正にすり抜けたと報道されている。飲酒不祥事は全日本空輸グループ等でも発覚。この問題の根底には、パイロットのアルコール検査が、航空会社に全面的に任されている実態がある。</p> <p>(2) 航空各社で相次ぐ規定違反 日本航空の報告書や同社の説明によると、検査では機長2人と副操縦士の計3人で、呼気を吹きかける様子などを相互に確認することになっているが、1人の機長は結果しか確認せず、もう1人の機長は副操縦士の検査方法が「少し雑だ」と感じたもののやり直しを促していなかったという。</p> <p>このため副操縦士は検査をすり抜け、機長2人とともに出発前の機内まで移動していた。しかし、ホテルから機体まで送迎するバスの運転手が副操縦士のアルコール臭に気づき、保安担当者に連絡し、飲酒が発覚した。</p> <p>全日本空輸の運航乗務員も10月24日、午後5時ころから2名で飲酒し、4軒をはしごした。4軒目の店員が途中から2人の姿が見えなくなったため探したところ、機長はエレベーターホール付近に泥酔状態で寝ており、翌25日午前0時10分ころ退店。結局、この機長は25日午前8時10分発那覇行き便に乗り予定だったが、「体調不良」で乗務できず、計5便に最大約1時間の遅延が生じた。同社の運航規定は乗務12時間前以降の飲酒を禁止しているにもかかわらず、約10時間前まで合計でハイボール6杯、ビールと泡盛各2杯を飲んでいて（日本経済</p>	足羽 佑太 (倉吉市)	

	<p>新聞2018年11月17日)。 国内線はもちろん、国際線ともなれば、12時間以上の長時間フライトもあり、昼夜逆転の運航で、運航乗務員の過労は相当大きいもの。これに飲酒が加わったらどうなるだろうか。疲れによるちょっとした不注意が、重大事故につながりかねない。</p> <p>(3) 事業者任せのアルコール検査 朝日新聞が国内25社を対象に聞き取り調査をした結果、国内の航空会社8社が、乗務前のパイロットに、検知器によるアルコール検査を義務付けていないことがわかった。残り17社のうち12社は、精度が低く検査逃れをしやすい「簡易型」の検知器を主に使用していた。</p> <p>日本では現在、航空法に基づき、通達で乗務前8時間以内の飲酒を禁じているものの、検知器の使用は義務ではなく、検査方法や基準は会社任せになっている。</p> <p>今回の調査で、検知器による検査を義務付けていないと答えたのは、ジェットスター・ジャパン、アイベックスエアラインズ、日本貨物航空、エア・ドゥ、新中央航空、東邦航空、オリエンタルエアブリッジ、天草エアラインの8社だった。各社は乗務前に対面でチェックするなど規定しているが、ジェットスター・ジャパンとアイベックスエアラインズの2社にはそもそも検知器がなかった。</p> <p>ほかの6社は、対面のチェックで飲酒の可能性がある場合のみに検知器を使うと定めているが、いずれも検知器を使った実績はないという。</p> <p>日本航空は検知器を使った検査を義務付け、国内の空港ではストローで息を吹き込まないと作動しない「精密型」の検知器を配備していたが、海外では息を吹きかける簡易型を使っていた。簡易型は精度が低く、息を吹きかけなくても検査をしたように見せかけられるものが多い。副操縦士は簡易型の検査を不正にすり抜けていたとみられている。検知器での検査を義務化している17社のうち、12社がこの簡易型を主に使っていた。</p> <p>主に精密型で検査していたのは5社。全日本空輸は羽田空港のみ精密型を使用し、ほかの空港では簡易型を使っていた。検査データを保存していたのは日本航空と全日本空輸で、不正防止のために検査時の様子を記録していたのは全日本空輸だけだった。</p>		
--	---	--	--

		<p>アルコールの基準もまちまち。基準値を設定していると答えたのは20社で、道路交通法と同じ呼気1リットルあたり0.15ミリグラムが3社、0.10ミリグラムが9社、7社がそれよりも厳しく、1社は非公表と答えた。</p> <p>以上のようなゆゆしき事態を踏まえ、航空機が利用者の生命の安全に直結することから、以下について、地方自治法第99条の規定により、国に対し、意見書の提出をお願いしたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>次に掲げる項目について、鳥取県議会から国に対して、地方自治法第99条に基づく意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1 国土交通省において、航空各社における飲酒に係る現在の規定の内容やこれまでの規定違反の内容や数、それによる運航への影響などについて、各社の実態を調査し、所要の対策を講ずること。2 国土交通省通達による「乗務前8時間以内の飲酒禁止」規制の妥当性やその規制強化の必要性について、検証を行うこと。3 航空法やその施行令等において、飲酒時間に係る規制のみならず、現在は航空会社任せになっている乗務直前における呼気中アルコール基準値を、国として定めること。4 航空会社に対し、安全運航のため、コンプライアンスの徹底と、社内におけるチェック体制の強化を要請すること。5 精密型呼気検査機の導入を航空各社に促し、国においても補助制度など、必要な財政措置を講ずること。		
--	--	--	--	--